

国住街第 194 号  
令和 5 年 1 月 19 日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局市街地建築課長  
(公印省略)

農作業のために必要な休憩施設、便所の取扱いについて (技術的助言)

建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。) 第 48 条第 8 項の規定に基づく田園住居地域における建築物の用途の制限に関し、農作業のために必要な休憩施設、便所の取扱いについて、「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和 4 年 12 月 20 日閣議決定) を踏まえ、下記のとおり通知します。

本通知は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いします。

なお、国土交通大臣又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

記

農作業のために必要な休憩施設、便所については、法別表第 2 (ち) 項第 2 号に規定する「農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの」として取り扱って差し支えありません。

(参考抜粋)

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）

**【国土交通省】**

(6) 建築基準法（昭25法201）

(iii) 農作業のために必要な休憩施設や便所については、農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの（別表2（ち））として、特定行政庁の許可（48条8項）を得ずに、田園住居地域において建築できることを明確化し、特定行政庁に令和4年度中に通知する。